

## 磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例

私たちの暮らす磐田市は、「たくさんの元気と笑顔があふれるまち磐田」を将来像に掲げ、健康増進計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等の計画を通し、年齢を重ねても、障がいがあっても、病気になっても「安心できる磐田」を目指しています。

また、平成21年4月に「スポーツ交流健康都市宣言」を宣言し、こどもから高齢者まで、スポーツを通じた交流や健康体力づくりが進められています。

しかし、磐田市を含む静岡県中東遠地域は、県内の他地域と比較して医師や看護師が少なく、生活習慣病の有病率も高い傾向にあります。また、少子高齢化が急速に進むなか、認知症への対策や健康診断の受診率向上への取組、新たな感染症や疾病に対応する医療体制等の充実も市の重要な課題となっています。

人生100年時代の到来が予測されているなか、心身ともに健康でいきいきと幸せに暮らすことは市民共通の願いです。

そこで、全ての市民が健幸づくりに主体的に取り組めるように、地域全体が一体となって連携し、環境を整えることが重要です。

また、市民の健康を支える地域医療については、その現状及び課題を市民が正しく理解し、適切に受診することにより医療崩壊を防ぎ、将来にわたり安心して医療を受けることができる体制を確保することが必要となります。

ここに、磐田市民が健康で、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができるように、市民、市、地域、医療機関、議会、地域医療等に関わる全ての関係者が、健幸づくりの重要性や医療は限りある資源であることを認識し、互いに連携しながら、それぞれの役割や責務を果たすことにより、市民の主体的な「健幸づくり」の推進及び「地域医療」を守り育むことを目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の健幸づくり及び地域医療を守り育むことに関する基本理念を定め、市民、市民活動団体及び事業者並びに医療機関等の役割並びに市及び議会の責務を明らかにするとともに、その推進のための基本的事項を定めることにより、市民が、健康で生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができる健幸長寿社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健幸づくり 市民一人ひとりが、心身の健康を基盤として、生きがいや希望を持ち、自分らしく幸せに暮らし続けることをいいます。
- (2) 市民 磐田市内に居住する人、通勤する人、通学する人又は磐田市内の医療機関等を利用する人をいいます。
- (3) 地域医療 市民の生活圏内において、保健、福祉及び介護と連携のもと、症状、病状等に応じた医療を適切に受けられることができる体制をいいます。
- (4) 医療機関等 病院、医院、診療所その他地域医療に携わる団体及びその従事者をいいます。

(基本理念)

第3条 市民の健幸づくり及び地域医療を守り育むための基本理念（以下「基本理念」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 健幸づくりは、市民一人ひとりが、心身ともに健やかで、生涯にわたって希望や生きがいを持ち、自らの状態に合わせて取り組み続けるものであり、家庭、地域、職場など社会全体で支援していくことを目指します。
- (2) 地域医療は、市民の健康を支え、安心して暮らすためには欠かせないものであり、保健、医療、福祉及び介護の連携のもと、将来にわたり安定した医療を受けられることができる体制を確保するために、市民、市民活動団体及び事業者、医療機関等、市及び議会がそれぞれの役割を果たす

ことで、地域全体で守り育てていくことを目指します。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとします。

- (1) 自らの健康は自らで守るという意識のもと、積極的に健康に関心を持ち、学び、日常的に健康管理を行うとともに、家族、学校、職場の仲間等、地域の人々の健幸づくりにも協力しましょう。
- (2) 定期的に健康診断及び検診を受け、病気の予防、早期発見及び早期治療に心がけましょう。
- (3) 適度なスポーツや軽度な体操などの活動、バランスの取れた食事などで生活習慣を整え、生きがいづくりや社会参加などの健幸づくりに努めましょう。
- (4) 自らが地域の医療体制を支える一員であることを認識し、健全な地域医療を育み確保するため、その現状や課題を理解し、次に掲げる事項に取り組みましょう。
  - ア かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つように努めること。
  - イ 緊急性が高い場合を除き、診療時間内に受診するように努めること。
  - ウ 自らが望む人生や医療を含む人生の最終段階における過ごし方を、近親者などに伝えるとともに、書き記すように努めること。

(市民活動団体及び事業者の役割)

第5条 市民活動団体及び事業者は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとします。

- (1) 組織の活性化のために健康経営を意識し、軽度な体操の実践など、自らの会員や従業員の健幸づくりに積極的に取り組みましょう。
- (2) 健幸づくりの取組は、他団体・他事業者との情報交換や人材交流などにより、相互に支援・連携して推進しましょう。
- (3) 自らの特長を生かした助言・提案等を行い、地域の人々の健幸づくりにも協力しましょう。

(医療機関等の役割)

第6条 医療機関等は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療を行うため、次の各号に掲げる事項の取組に努めるものとします。

- (1) 市民や患者に対して、医療等に関する分かりやすい説明を行い、市民との信頼関係の構築に努めましょう。
- (2) かかりつけ医を中心とした医療体制を推進し、在宅医療の充実に努めましょう。
- (3) それぞれの機能に応じた役割を適切に果たし、地域医療を確保・充実するように努めるとともに、市民が健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、市及び医療、福祉、介護等の関係機関との相互連携に努めましょう。
- (4) 医療の担い手の確保及び人材を育成するため、関係機関との協力や情報共有に努めましょう。
- (5) 市が実施する市民の健幸づくり及び地域医療を守り育むための施策に協力するように努めましょう。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を総合的かつ効果的に実施するものとします。

- (1) 市民が生涯にわたって健幸づくりに取り組むことができるよう、市民の健幸づくりを推進するための施策を実施するものとします。
- (2) 市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、国及び県とも連携し、地域医療を守り育むための施策を実施するものとします。
- (3) 健幸づくりの推進及び地域医療の充実のため、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤整備をはじめ、施策実施環境及び推進体制の整備、人材育成、関係団体との連携、情報共有、助言その他必要な支援を行うものとします。
- (4) 磐田市立総合病院は、地域医療における基幹的な医療機関として、急性期医療及び高度で専門的な医療を担うとともに、地域における医療水準の維持及び向上を図るものとします。

(議会の責務)

第8条 議会は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を実施するものとします。

- (1) 市民の健幸づくり及び地域医療を守り育むための施策が効果的に推進されるように調査、検証を行い、必要に応じて、市に対しての提言、本条例の検証及び見直しを行うものとします。
- (2) 健幸づくり並びに地域医療の確保及び充実のため、市をはじめ関係機関と連携して取り組み、必要に応じて国及び県へ働きかけを行うものとします。
- (3) 議員は、積極的に健康管理に努め、また市民に対して健幸づくり及び地域医療を守り育むための積極的な周知・啓発を行うものとします。

(感染症に対する取組)

第9条 感染症に対する取組として、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとします。

- (1) 市民は、感染症に対する正しい知識を持って、感染症の予防及びその蔓延防止に十分な注意を払い、思いやりを持った冷静な行動に努めましょう。
- (2) 市は、感染症に対する正しい知識の普及・啓発を図り、国や県及び関係機関・団体等と連携し速やかに感染予防や感染対策に向けた取組を行うとともに、感染症に起因する差別的な扱いや誹謗中傷が起こらないように、啓発活動に努めるものとします。

(財政上の措置)

第10条 市は、健幸づくり及び地域医療を守り育むための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行します。